

令和2年度 第4回知立市人にやさしい街づくり推進協議会 議事録

1. 開催日時

令和3年1月29日（金）

午前10時から午前10時50分

2. 開催場所

知立市役所 3階 第2・3会議室

3. 出席者及び欠席者

(1) 出席者（敬称略、順不同）

〈委員〉 蔭山、福島、竹本、久村、後藤、柴田、永井、梅村、新海、堀

(2) 欠席者（敬称略、順不同）

〈委員〉 高阪、吉田、神谷

(3) 事務局 福祉子ども部長、福祉課（課長、課長補佐、担当係長、主事補）

ジャパン総研 小林

(4) 傍聴人 0名

4. 議事「人にやさしい街づくり推進協議会」

【福祉課長】

間もなく開会となりますが、その前に資料の確認をさせていただきたいと思います。委員さんにおかれましては、お席に配布させていただいている本日の会議資料は

- ・「次第」、「委員名簿」、「席次表」、
- ・「第4期 知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』（案）令和3年3月」、
- ・「第4期知立市障がい者計画（案）に対する意見募集結果について」、
- ・「第4期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』（案）の変更点 R3.1.29」
- ・「事前質問に対する回答」、

です。

ご確認ください

【福祉課長】

開会に先立ちご案内いたします。知立市公開条例により審議会、協議会は公開が原則であります。

本日のこの協議会も公開となっておりますので、傍聴人の入場は可能でありますので、ご報告いたします。

それでは皆さん、改めまして、おはようございます。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、『令和2年度第4回知立市人にやさしい街づくり推進協議会』を開催します。

【福祉課長】

なお、本日は、（高阪 委員、吉田 委員、神谷 委員）、の 3名の委員の方より、ご都合悪く欠席との連絡が事前にありましたのでご報告します。

従いまして、本日の出席委員は 10名であり、知立市人にやさしい街づくり推進協議会条例第5条第2項による委員の半数以上の出席者があり、規定による定数に達していることを、ご報告申し上げます。

協議会開会にあたりまして、蔭山会長よりご挨拶をお願いします。

【蔭山会長】

（あいさつ 省略）

【福祉課長】

ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

協議会の次第「2. 協議事項」につきましては、蔭山会長に議事の進行をお願いします。

【蔭山会長】

それでは、協議事項の（1）「第4期 知立市障がい者計画（案）に対する意見募集結果について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

【事務局】

お席に配布した「第4期 知立市障がい者計画（案）に対する意見募集結果について」（案）をご覧ください。

パブリックコメントを令和2年12月7日（月）から令和3年1月6日（水）までの期間で実施した結果、1名の方からご意見をいただきました。

「第4期 知立市障がい者計画『はっぴいぶらん』（案）令和3年3月」（以後令和3年3月（案）とします。）の13ページをご覧ください。

【いただいたご意見の概要】

（2）障がい者数等の推移

○知立市総人口における、手帳所持者の割合（％）をのせてほしいです。

障がいを身近に感じるのではないかと思います。

【市の考え方】

【掲載します。】

平成27年度から令和元年度の総人口に対する障がい者手帳所持者の割合については、

身体障害者手帳所持者数	2.4%から2.5%
療育手帳所持者数	0.5%から0.7%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	0.6%から0.7%
障がい者手帳所持者全体数	3.7%から3.8%です。

（参考資料）

■身体障害者手帳所持者数の推移と人口に対する割合

年度	手帳所持者数	割合
平成27年度	1,774人	2.5%

平成 28 年度	1,762 人	2.5%
平成 29 年度	1,752 人	2.4%
平成 30 年度	1,729 人	2.4%
令和元年度	1,705 人	2.4%

■療育手帳所持者数の推移と人口に対する割合

年度	手帳所持者数	割合
平成 27 年度	392 人	0.5%
平成 28 年度	422 人	0.6%
平成 29 年度	443 人	0.6%
平成 30 年度	444 人	0.6%
令和元年度	471 人	0.7%

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移と人口に対する割合

年度	手帳所持者数	割合
平成 27 年度	454 人	0.6%
平成 28 年度	491 人	0.7%
平成 29 年度	526 人	0.7%
平成 30 年度	516 人	0.7%
令和元年度	530 人	0.7%

「令和 3 年 3 月（案）」の 15 ページをご覧ください。

【いただいたご意見の概要】

15 ページ（4）年齢別障がい者数の推移

○障がい手帳所持者に対し、福祉サービス利用者の総数をのせてほしいです。当事者も他の障がいの方の状況がわからないので。

【市の考え方】

【掲載します。】

福祉サービス等の利用者数と割合

(18 歳以上)

■身体障害者手帳所持者の福祉サービス利用者数

年度	利用者数	割合
平成 29 年度	106 人	6.1%
平成 30 年度	108 人	6.2%
令和元年度	113 人	6.6%

■療育手帳所持者の福祉サービス利用者数

年度	利用者数	割合
平成 29 年度	152 人	34.3%
平成 30 年度	163 人	36.7%
令和元年度	171 人	36.3%

■精神障害者保健福祉手帳所持者の福祉サービス利用者数

年度	利用者数	割合
平成 29 年度	117 人	22.2%
平成 30 年度	129 人	25.0%
令和元年度	133 人	25.1%

(18 歳未満)

◎障がい児通所支援利用者数)

年度	児童
平成 29 年度	151 人
平成 30 年度	166 人
令和元年度	173 人

※障がい児通所支援の利用者（18 歳未満）の場合は、利用条件が手帳所持者及び医師の診断書があれば利用できるのので障害者手帳ごとの表示をすることはできません。

【いただいたご意見の概要】

「令和 3 年 3 月（案）」の 2 4 ページ

①地域における障がい者の理解の促進

No. 3 合理的配慮の理念についての普及

○合理的な配慮の普及には、障がい特性についての理解が不可欠です。

【市の考え方】

2 4 ページ

■施策の内容

No. 4 「障がいの特性に応じたコミュニケーションの推進(★)」を、「コミュニケーション部会」や「リング C」と連携して話し合いを進めていくことにより、障がい特性への理解を進めていく予定です。

「令和 3 年 3 月（案）」の 6 2 ページをご覧ください。

【いただいたご意見の概要】

②個別教育的ニーズの把握

No. 9 9 特別支援教育連携協議会の設置

○保護者向け教育支援ハンドブックや発達障がいの啓発リーフレットの作成について、いつまでに作成し、配布時期、配布先など知りたいです。

【市の考え方】

No. 9 9

○教育支援ハンドブック（保護者向け）

改訂版を令和 2 年 3 月に発行

配付先は、

- ・小中学校 特別支援学級担当者
- ・小中学校 特別支援学級・通級の児童生徒の保護者
- ・市内保育園幼稚園 各園、希望する保護者
- ・保健センター
- ・子育て支援センター

○教育支援ハンドブック（教師向け）

改訂版を令和 3 年 3 月に発行

配布先は、

- ・小中学校 特別支援学級担当者
- 発達障がいの啓発リーフレット(保護者と教師向)

改訂版を平成 3 1 年 3 月に発行

配付先は、

- ・小中学校（教師の誰もがパソコン上で見られるようになっている。プリントアウトも可）
- ・希望する保護者
- ・市民の方（学校教育課の窓口で希望者に配付）

学校教育課に確認済み。

「令和3年3月（案）」の65ページをご覧ください。

【いただいたご意見の概要】

②関係機関の連携の促進

No.115 関係機関や団体の連携体制

No.116 特別な支援が必要な児童・生徒の長期援助のためのシステムの構築（★）

○ケース会議などの開催回数、対象人数など分析・評価できるようにしてほしい。

【市の考え方】

No.115

ケース会議の開催においては、入所施設や精神科病院等からの退所や退院の際に支援を要する人に、入所施設や精神科病院等における「地域移行の取組み」など連携のためのケース会議や入所施設や精神科病院等からの退所や退院した人、家族との同居からひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対して、地域生活を継続していくための「地域定着支援の取組み」のためのケース会議等で、会議録を作成し、開催回数、対象人数等分析・評価を行う予定です。

地域の課題となるようなことについては、「こころの支援ネットワーク会議」などで検討し、「障がい者地域自立支援協議会」に報告する予定です。

No.116

福祉課、子ども課、健康増進課、学校教育課の調整会議となります。会議録を作成する予定です。「障がい者地域自立支援協議会」に、報告する予定です。

「令和3年3月（案）」の67ページをご覧ください。

【いただいたご意見の概要】

67ページ

施策6 雇用・就労の促進

■主な現状・課題と今後の方向性

○法定雇用率に対し、知立市役所の障がい者雇用のパーセンテージをのせてください。総数と障がい別の人数もお願いします。

【市の考え方】

【掲載します。】

知立市役所の障がい者雇用率は2.5%です。

（令和2年6月1日現在、知立市教育委員会を含む）

令和2年4月に「知立市障害者活躍推進計画」を定め、引き続き確保・定着をはかってまいります。

※市役所も市内の1事業所であるとの認識でいますので、総数と障がい別の人数についての掲載はひかえさせていただきます。

「令和3年3月（案）」の69ページをご覧ください。

【いただいたご意見の概要】

69ページ

施策の内容

No.120 ワーキング部会の設置（★）

○関係者だけではなく、実際に障がいを持つ子どもを一般就労させることができた保護者の参加を求めます。就職を目指して家庭で取り組んだ事や学校の指導、会社に求められる力など、知識と経験を持っています。また一般就労したからこそその不安や地域の課題なども現れるのでは？

【市の考え方】

No. 120

ワーキング部会を進めていくなかで、保護者の方の意見を聞く段階になった際には、障がいを持つ子どもの保護者で一般就労をさせた経験のある方の参加も積極的に検討します。

事務局より以上です。

パブリックコメントを令和2年12月7日（月）から令和3年1月6日（水）までの期間で実施した結果、1名の方からご意見をいただきました。ので、その回答として、承認をいただきたいと思います。

また、第4期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』（案）も追加した部分についても承認をいただきたいと思います。

【柴田委員】

市役所の障がい者雇用について、総数と障がい別の人数は、なぜ公表できないのか。

【福祉課長】

市の方針として、障がい別の人数までは公表していない。

【柴田委員】

部署まで公表する必要はないが、正規職員何名、非正規職員何名といった形で公表しても良いのではないかと。それによって個人が特定されることはないと思う。

【福祉課長】

ご本人が知られたいと感じている場合を考慮すると、人数まで公表する必要はないと考えており、市の方針として雇用率までの公表としている。

【福島委員】

民間企業においても雇用率のみの公表が多い。法定雇用率については、重度の障がいがある方が2人とカウントされたり、勤務時間が5時間以下であると0.5人になったりするため、雇用率の公表のみであれば、具体的な人数はわからない。

【永井委員】

パブリックコメントをして下さった方の気持ちで考えてみると、障がいがあっても民間企業や公共機関に勤めることができるという励みや希望になることを求められているのではないかと。

【蔭山会長】

この場で結論を出すことはできないようである。人にやさしい街づくり推進協議会においては、障がい別の人数を公表してもらいたいとの意見があったことを明らかにしたうえで、後は庶務課と福祉課と協議の結果にゆだねたい。

【永井委員】

「第4期 知立市障がい者計画（案）に対する意見募集結果について」

24ページに「リングC」とあるが「関係者団体」にしたほうがよい。

【事務局】

そのとおりにします。

【蔭山会長】

それでは、この議題について承認いただいたということによろしいですか。

【蔭山会長】

つづきまして、協議事項の(2)「第4期 知立市障がい者計画(案)『はっぴいぷらん』(案)令和3年3月」について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

【事務局】

第4期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』(案)の変更点 と「第4期 知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』(案) 令和3年3月」について」(以後「令和3年3月(案)」と呼びます)をご覧ください。

「令和3年3月(案)」13ページと15ページについては、先ほど説明させていただきました。

「令和3年3月(案)」17ページをご覧ください。

(6) 放課後児童クラブの入所者数を、(6) 放課後児童クラブの入所割合に変更しました。

それに伴い■児童クラブ(単位:人)を■放課後児童クラブの入所割合に変更しました。

パーセンテージにすると人数が少ないため、割合が大きくなってしまいますので、人数を記載しました。

「令和3年3月」18ページをご覧ください。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

(2) 計画の基本理念

「地域共生社会」の説明が充分ではないとの、庁内会議の意見をいただき、本文の内容を変更しました。

本計画の前進となる「第3期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』では、「わかりあい、支えあい、みんなでつくる安心でいきいきと暮らせるまち」を計画の基本理念に掲げ、当事者や関係団体、事業所、専門家との意見交換を重ねながら、各種施策を推進してきました。この間、全国的な人口減少や超高齢化社会の到来とともに、障がいのある人やその家族を取り巻く課題の複雑化、多様化が進んでおり、今後もより重層的で包括的な支援体制構築の必要性が高まっています。また、障がい福祉分野においても、こうした課題に対応するために、国が掲げる「地域共生社会」の理念を踏まえた各種施策の推進が重要となります。

本計画では、国の障がい者施策や第6次知立市総合計画の方向性を踏まえて上で、障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳を持ち、自らの決定に基づいて必要な支援を受けながら社会活動に参画し、生きがいのある暮らしを営むことができるよう、次の基本理念を掲げます。

「令和3年3月(案)」19ページをご覧ください。

(3) 重点的に取り組む視点

庁内会議で、重点的に取り組む視点に関連事業がわかるように表現できないかとの意見があり、

89 から 90 ページに「重点的に取り組む視点と関連事業」の一覧を追加しました。

「令和 3 年 3 月（案）」24 ページをご覧ください。

▶▶▶各種調査結果より

5 個目の◆

◆障がい特性についての、キャラバン（自閉症の保護者の啓発団体による）を開催してほしい。
（団体ヒアリング）

を

◆自閉性障害の保護者やその団体が、障がいについて学んだり意見を言ったりできる場を開催
してほしい。（団体ヒアリング）

に変更しました。

■施策の内容

①地域における障がい者の理解の促進

No. 4 コミュニケーション条例の制定（★）

を

No. 4 障がいの特性に応じたコミュニケーションの推進（★）

に変更しました。

主な内容については、 コミュニケーション条例 を 障がい者コミュニケーション条例 に
変更します。

「令和 3 年 3 月（案）」38 ページをご覧ください。

④交通に関わる補助・割引等の充実

No. 47 ミニバス利用料の減免

ミニバス利用料についての利用料の減免を行います。

を

ミニバス利用時に、障がい者手帳を提示すると無料になります。

に変更しました。

P67

施策 6. 雇用・就労の促進

■主な現状・課題と今後の方向性

ひとつめの○以後に追加

知立市役所の障がい者雇用率は、2.5%です。

（令和 2 年 6 月 1 日現在、知立市教育委員会を含む）

令和 2 年 4 月に「知立市障害者活躍推進計画」を定め、引き続き確保・定着をはかってまいりま

す。

つづいて「事前質問に対する回答」をご覧ください。

「令和3年3月（案）」67ページをご覧ください。

施策6．雇用・就労の促進 です。福島委員からです。

令和3年3月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになることを追記してはどうでしょうか？

67ページに追加しました。

令和3年3月1日から障害者の法定雇用率が、民間企業は、2.2%から2.3%、国、地方公共団体等 2.5%から2.6%、都道府県等の教育委員会 2.4%から2.5% に 引き上げとなります。

「令和3年3月（案）」81ページをご覧ください。

施策7－(5)こころの健康づくりの推進

▶▶各種調査結果より

3行目

ボランティアわたの木 を ボランティア団体
に変更しました。

事務局より以上です。

【蔭山会長】

ご意見はありませんか。ご意見が他になければ、ご承認頂けた事とします。

事務局にその他何かあればよろしくお願ひします。

事務局にあずけた問題については、事務局判断でお願いします。

1年間どうもありがとうございました。

今回アンケート調査が施策に反映できた。素晴らしい計画となったと思います。

【事務局】

1年間どうもありがとうございました。

以上をもちまして、『令和2年度 第4回知立市人にやさしい街づくり推進協議会』を閉会
します。